

日本カトリック大学・短期大学連盟(短期大学部門) 学術研究奨励賞選考規程

(総則)

第1条 本連盟の学術研究奨励賞は、カトリック短期大学に勤務する有為の研究者の研究を奨励し、その向上発展に資することを目的とし、本連盟の事業の一つとして定められたものである。受賞者の選考は、本規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 受賞者の選考は、カトリック短期大学長の推薦(1校につき1件の推薦に限る)に基づき、選考委員会(以下「委員会」という。)が行い、選考結果を日本カトリック大学・短期大学連盟(短期大学部門)総会(以下「総会」という。)に報告する。

(被推薦資格)

第3条 受賞候補者として推薦を受ける資格は、本連盟に加盟する短期大学に引き続き2年以上勤務する准教授、専任講師及び助教とする。但し、既に受賞したことのある者を除く。

2. 共同研究の場合、構成員は全てカトリック短期大学に勤務する准教授、専任講師及び助教とする。

(選考委員会)

第4条 委員会は、副会長と幹事2名で構成する。

2. 委員会は、選考に際し、当該分野における専門家の意見を聞くことができる。

(選考の基準)

第5条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。

1. 当該分野において、高度の学術的又は芸術的水準があり、相当の成果を期待できるもの。

2. 独創的であるもの。

3. 最近2年以内に研究された業績であること。

ただし、学位論文・受賞論文・他の懸賞応募論文等を除く(印刷、出版の有無を問わない)。

(報告の方法)

第6条 委員会は、推薦順位を付した選考結果を総会に報告する。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者は、委員会の報告に基づき、総会で決定する。受賞者は毎年3名以内とする(共同研究の場合は人数にかかわらず1件とする)。

(受賞)

第8条 受賞者は、学術研究奨励賞として賞状及び副賞30万円を受ける。

付則】

1. 本規定は、昭和57年10月15日より施行する。
2. 本規定は、昭和59年5月11日より改訂施行する。
3. 本規定は、昭和60年5月14日より改訂施行する。
4. 本規定は、昭和61年5月20日より改訂施行する。
5. 本規定は、平成4年4月27日より改訂施行する。
6. 本規定は、平成6年10月4日より改訂施行する。
7. 本規定は、平成19年5月14日より改訂施行する。
8. 本規定は、平成29年5月18日より改訂施行する。
9. 本規定は、令和3年6月11日より改訂施行する。
10. 本規定は、令和6年5月16日より改訂施行する。

【申合せ事項】

1. 第7条の3名枠は、基金積立方針との整合性の中で、弾力的に増枠し得るものとする。
- 2006.4.27 2. 意見聴取依頼者は、2名とする。報酬は交渉によるが、5万円又は3万円(税引後)とする。
同上 3. 意見聴取依頼者名は、選考委員会内部資料のみとし、オープンにしない。
- 2007.5.14 4. 第3条の被推薦資格で助教授が応募した場合は、例外的に幹事会で検討する。
同上 5. 上記2の意見聴取者の報酬は、3万円～5万円(税引後)に変更する。
- 2008.5.14 6. 被推薦資格者の2年以上勤務は、当該年度末までに2年以上の勤務とする。